

仕 様 書

1 業務名 小中義務教育学校消防設備点検及び防火設備定期検査報告業務委託

2 対象施設

対象施設	校舎	体育館
霞ヶ浦南小学校	4, 173 m ²	715 m ²
霞ヶ浦北小学校	4, 101 m ²	1, 205 m ²
下稻吉小学校	6, 570 m ²	1, 304 m ²
下稻吉東小学校	4, 967 m ²	928 m ²
霞ヶ浦中学校	4, 580 m ²	1, 545 m ²
下稻吉中学校	6, 139 m ²	980 m ² 2, 365 m ²
千代田義務教育学校	71, 114 m ²	2, 115 m ²

3 対象設備

- ・自動火災報知設備
- ・防火設備
- ・屋内外消火栓設備
- ・誘導灯設備等
- ・消火器
- ・避難設備
- ・その他消防設備等
- ・防火戸
- ・防火シャッター
- ・その他防火設備等

※設備の詳細数量は別紙による。

4 業務内容

- ・各校消防設備の保守業務（消防法等で定められた基準に基づく点検業務）
- ・簡易な調整及び修理等の実施（交換部品が生じる場合は除く）
- ・消防用設備に異常及び故障が発生した場合の迅速な対応
- ・点検後、法令で定められた点検結果報告書の提出、また必要に応じて消防署への提出
- ・機能点検（8月頃）および総合点検（3月頃）を年1回ずつ実施
- ・建築物に設ける防火設備の定期検査報告（建築基準法第12条の規定）
(※夏期期間中に実施し、3ヶ月以内に報告すること。)

5 業務期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

6 業務報告

施設ごとに点検報告書を作成し提出する。なお、報告書に添付する書類は以下のとおりとする。

- (1) 業者点検表（チェックリスト）
- (2) 定期検査報告に必要な書類一式
- (3) その他学校教育課が指示したもの

(4) 防火設備点検報告書は、茨城県建築指導課へ報告すること
※設備に異常がある場合は、異常箇所及び修理方法を教育委員会担当へ提示することとする。

7 支払い条件

委託料は、年払いとする。

8 その他

- (1) 点検については、必要な資格を有するものが行うこと。(資格証明書を提出)
- (2) 点検を行うにあたって各学校及び学校教育課と十分協議すること。

別紙(小学校)

対象施設名		霞ヶ浦南小学校		霞ヶ浦北小学校		下稻吉小学校		下稻吉東小学校	
設備・機器名		全体数量	全体数量のうち 体育館分	全体数量	全体数量のうち 体育館分	全体数量	全体数量のうち 体育館分	全体数量	全体数量のうち 体育館分
消火器	ABC-粉末10型(加圧式)								
	ABC-粉末10型(蓄圧式)	33	3	33	8	46	10	29	3
	ABC-粉末20型(蓄圧式)	1		1					
屋内消火栓設備	消防用ホース	16		24	6	16	2	30	
自動火災報知設備	空気管式	6	6	4	4			10	10
	スポット型(差動式)	82	16	100	20	158	10	109	16
	スポット型(定温式)	8		15		15	1	6	
	イオン化式(非蓄積)			4	4				
	光電式(非蓄積)	9		20	12	51	34	6	2
	地区音響装置	17	5	3	3	4	2	15	3
	発信機	17	5	12	3	20	4	15	3
避難器具	避難はしご	1		1					
	救助袋					2		2	
非常警報器具	非常電源(内蔵型)			1		1		1	
誘導灯・誘導標識	避難口誘導灯(B級)	5	3	6	6	7	7	19	6
	避難口誘導灯(C級)	15		3	3	4	4		
	通路誘導灯(C級)	6		2	2	1	1		
	誘導標識(避難口)	2		20		23		2	0
	誘導標識(通路)			18		12			
非常電源	変電設備(キューピクル式)	1		1		1		1	
防火戸 シャッター設備	感知器(光電式)	13		12		17		13	
	防火戸	10		6		10		2	
	シャッター	1				3		9	
	その他	1							

・上記で明示されていない機器、付属品類であっても、消防法等関係法令上又は設備の作動上必要なものについては、業務の範囲とする。

別紙(中学校)

対象施設名		霞ヶ浦中学校		下稻吉中学校			千代田義務教育学校	
設備・機器名		全体数量	全体数量のうち 体育館分	全体数量	全体数量のうち 旧体育館分	全体数量のうち 新体育館分	全体数量	全体数量のうち 体育館分
消火器	ABC-粉末10型(加圧式)							
	ABC-粉末10型(蓄圧式)	51		58			53	6
	ABC-粉末20型(蓄圧式)			1				
屋内消火栓設備	消防用ホース	17		36	6		32	16
自動火災報知設備	空気管式			17	5	12	20	20
	スポット型(差動式)	55	1	180		31	243	95
	スポット型(定温式)	8		6			35	3
	イオン化式(非蓄積)			1				
	光電式(非蓄積)	68	41	2			17	7
	分離型光電式(非蓄積)			13		13		
	地区音響装置	16	4	25		7	24	9
	発信機	14	3	25		7	24	9
避難器具	避難はしご							
	救助袋	1		4			3	
非常警報器具	非常電源(内蔵型)	1		1				
誘導灯・誘導標識	避難口誘導灯(B級)	22	11	9		9	6	6
	避難口誘導灯(C級)			18	6	2	9	5
	通路誘導灯(B級)	2						
	通路誘導灯(C級)			16			7	7
	廊下通路灯(C級)						1	1
	誘導標識(避難口)	2					28	
	誘導標識(通路)						43	
非常電源	変電設備(キュービクル式)	1		1			2	
自動消火設備	パッケージ型			9		9		
防火戸 シャッター設備	手動開閉装置	2	1	12			5	
	熱感知器						1	
	感知器(イオン化式)			10				
	感知器(光電式)	21	4	5		3	29	11
	防火戸	11	1	1		1	18	6
	シャッター	2	1	13		1	5	3
	手動操作箱							
	その他							

・上記で明示されていない機器、付属品類であっても、消防法等関係法令上又は設備の作動上必要なもについては、業務の範囲とする。